

改正

平成24年 3月23日杉並第66716号
平成24年 7月 3日杉並第19113号
平成25年 5月31日杉並第12731号
令和 8年 2月 4日杉並第57505号

杉並区小規模工事等受注希望事業者登録事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区（以下「区」という。）が発注する小規模な建設工事及び施設の修繕（以下「小規模工事」という。）について、杉並区内の中小建設業者を対象に、受注機会の拡大により地域経済の活性化を図るため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 小規模工事の対象となる契約は、杉並区契約事務規則（昭和39年規則第19号）第38条の2に定める随意契約によるもので、予定価格が200万円以下のものとする。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、区内に本社の法人登記がある法人事業者（以下「法人事業者」という。）、区内に商号登記又は住民登録がある個人事業者（以下「個人事業者」という。）並びに法人事業者及び個人事業者で構成される組合（以下「組合」という。）とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する破産者及び成年被後見人並びに被保佐人若しくは被補助人で、復権を得ないもの（以下「破産者等」という。）
- (2) 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおける競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録のあるもの
- (3) 希望する業種のうち、必要とする登録、免許及び許可等（以下「許可等」という。）を有しないもの

(登録の申請方法等)

第4条 契約希望者は、小規模工事等受注希望事業者登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、正副2通を区長に提出するものとする。

- (1) 登録を申請する者が法人事業者の場合は、商業登記簿謄本
- (2) 登録を申請する者が個人事業者の場合は、商号登記簿謄本又は住民票の写し
- (3) 登録を申請する者が組合の場合は、規約又は約款、構成員名簿及び構成員全員の商業登記簿謄本若しくは商号登記簿謄本又は住民票の写し
- (4) 希望する業種を履行するために必要な許可等を証する書類の写し
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 登録の手續及び期間等は別に定める。

(登録名簿への登録)

第5条 区長は、前条第1項の規定に基づく登録の申請があったときは、申請書及び添付書類の内容を審査し、妥当と認めるときは、申請書の副本を交付し、小規模工事等受注希望事業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録し、公表する。

2 前項の審査により、当該申請の内容が妥当でないとき、区長は理由を付して申請者に通知（様式第2号）する。

(登録名簿の有効期間)

第6条 登録名簿の有効期間は、7月1日から翌々年度6月30日までの2年間とする。

2 前項の登録名簿の有効期間中において、新規に登録名簿に登録されたときの有効期間は、前項の有効期間とする。

(登録者の取扱い)

第7条 区長は、小規模工事に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録名簿の登録者に対し、積極的に見積り参加及び受注の機会を与えるよう努める。

ただし、競争入札参加資格者名簿に記載されたものの中から、小規模工事に該当する契約に係る業者を選定することを妨げないものとする。

(変更の届出)

第8条 登録名簿の登録者は、登録事項に変更があったとき、競争入札参加資格者名簿に登録したとき、営業を休止若しくは廃止したとき又は組合を解散したときは、速やかに区長に小規模工事等受注希望事業者登録変更・廃止届(様式第3号。以下「変更・廃止届」という。)を正副2通提出するものとする。

2 区長は、前項の変更・廃止届を受理した場合には、変更・廃止届の副本を交付し、速やかに登録名簿の訂正を行う。

(登録の抹消)

第9条 登録名簿の登録者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、区長は直ちに登録を抹消することができる。

(1) 杉並区に、法人事業者の場合は法人登記が、個人事業者の場合は商号登記又は住民登録がなくなったとき。

(2) 第3条ただし書各号に該当するとき。

(3) 営業を休止若しくは廃止したとき又は組合を解散したとき。

(4) 虚偽の申請を行ったことが判明したとき。

(5) 契約した小規模工事の履行に関し、不正又は著しく不誠実な行為があったとき。

(6) 登録者としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 前項の規定により、登録名簿の登録を抹消するときは、区長は理由を付して当該登録者に通知(様式第4号)するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月31日杉並第12731号)

この要綱は、平成25年5月31日から施行する。

附 則 (令和8年2月4日杉並第57505号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式 略